

重要事項説明書

(介護予防・日常生活支援総合事業)
訪問介護相当サービス

株式会社A K Y

ヘルパーステーションフィールアットホーム泉佐野

あなた（利用者）に対する第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）の提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社A K Y
主たる事務所の所在地	大阪府泉佐野市上町一丁目7-5 オーツカヤ第3ビル202号室
代表者（職名・氏名）	代表取締役 荻島 英夫
設立年月日	平成28年5月12日
電話番号	072-449-1551

2. 事業所の概要

事業所の名称	ヘルパーステーションフィールドアットホーム泉佐野	
サービスの種類	第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）	
事業所の所在地	大阪府泉佐野市上町一丁目7-5 オーツカヤ第3ビル202号室	
電話番号	072-458-3789	
指定年月日・事業所番号	令和2年10月1日指定	2774503623
通常の事業の実施地域	泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前9時から午後5時まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤 1人
サービス提供責任者	常勤 3人
介護福祉士	常勤 2人、非常勤 2人
初任者研修	常勤 0人、非常勤 3人

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	
--------------	--

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割（一定所得以上の方は2割）の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）の利用料

サービス名称	サービスの内容	基本単位	利用料	利用者負担額	
				1割負担	2割負担
訪問型サービスⅠ (1月につき)	週1回程度の利用が必要な場合（事業対象者・要支援1・2）	1,176	11,760円	1,176円	2,352円
訪問型サービスⅡ (1月につき)	週2回程度の利用が必要な場合（事業対象者・要支援1・2）	2,349	23,490円	2,349円	4,698円
訪問型サービスⅢ (1月につき)	週2回を超える程度の利用が必要な場合（事業対象者・要支援2）	3,727	37,273円	3,727円	7,454円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算：訪問介護相当サービス】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	基本単位	利用料	利用者負担額	
				1割負担	2割負担
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	200	2,072円	207円	414円
生活機能向上連携加算 (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防ケアマネジメントを作成し、サービス提供した場合	100	1,036円	104円	208円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	所定単位数の137/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(注2) 地域区別の単価（6級地 10.36円）含んでいます。

(2) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、訪問介護相当サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	不要
利用予定日の当日、訪問前まで	利用者負担金の10%の額
訪問までにご連絡のない場合	利用者負担金の100%の額

(3) 支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料(利用者負担分の金額)は、1か月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後にお渡します。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月10日前後に請求書をお渡ししますので、請求月内に、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。
現金払い	サービスを利用した月の翌月10日前後に請求書をお渡ししますので、請求月内に、現金でお支払いください。
口座振替	サービスを利用した月の翌月26日前後に指定口座から引き落とされます

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記的主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、緊急の連絡及び訪問については、営業時間内とさせていただきます。

主治医	氏名	
	所属医療機関名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の市町地域包括支援センター及び泉佐野市介護保険課等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 072-458-3789 面接場所 当事業所の相談室またはご利用者様宅など
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	市町村（保険者）の窓口	別紙添付資料を参照ください
	大阪府国民健康保険団体連合会	(電話番号)06-6949-5418

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
- ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

(別紙) 市町村苦情申立の窓口

泉佐野市健康福祉部 地域共生推進課高齢介護係	所在地 泉佐野市市場東 1-295-3 電話 072-463-1212
熊取町健康福祉部介護保険・障がい 福祉課 介護保険グループ	所在地 泉南郡熊取町 1-1-8 (ふれあいセンター1階) 電話 072-452-6297
田尻町民生部福祉課	所在地 泉南郡田尻町嘉祥寺 883-1 電話 072-466-8813
泉南市健康福祉部長寿社会推進課	所在地 泉南市樽井 1-1-1 電話 072-483-8251
阪南市健康部介護保険課	所在地 阪南市尾崎町 35-1 電話 072-471-5678
岬町しあわせ創造部高齢福祉課	所在地 泉南郡岬町深日 2000-1 電話 072-492-2703